

奈良県測量・調査等請負契約款 新旧対照表

現	行	改	正	案	備考
(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に關し次の各号のい ずれかに該当するときは、受注者を解除することができる。	(談合等による解除) 第20条 発注者は、受注者がこの契約に關し次の各号のい ずれかに該当するときは、受注者を解除することができる。				
(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保 に關する法律(昭和22年法律第54号)以下「独占 禁止法」という。) 第65条若しくは第67条の規定 による審決がなされ、当該審決が確定したとき。	(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及 び公正取引の確保に關する法律(昭和22年法律第5 4号)以下「独占禁止法」という。) 第64条第1項 の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。				
(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条 第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の 規定により確定したとき。	(2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条 の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。				
(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条 第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定 により確定したとき。	(3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条 第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。				
(4) 略	(4) 略				
2	2	略			
(損害賠償の予定) 第23条 受注者は、第20条第1項各号のいづれかに該当 するときは、工事の完了の前後を問わらず、又は発注者 が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金とし て、損害賠償額を発注者に支払は 第3号が該当する場合ににおいて、同項第1号、第2号又は 第3号が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不 公正な取引方法)第6項に該当する場合その他の発注者 が特に認めると認める場合は、この限りでない。	(損害賠償の予定) 第23条 受注者は、第20条第1項各号のいづれかに該当 するときは、工事の完了の前後を問わらず、又は発注者 が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金とし て、損害賠償額を発注者に支払は 第3号が該当する場合ににおいて、同項第1号、第2号又は 第3号が昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号(不 公正な取引方法)第6項に該当する場合その他の発注者 が特に認めると認める場合は、この限りでない。	2	略		